

福岡県生活援助従事者研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号ロに掲げる研修である生活援助従事者研修（以下「研修」という。）の実施について、施行令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）及び平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 福岡県介護員養成研修事業者指定要綱（以下「指定要綱」という。）第7条第1項（指定要綱第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定を受け研修を行う者（以下「事業者」という。）は、関係法令を遵守し、この要綱に基づき、適正かつ円滑に研修を実施しなければならない。

(研修の対象者)

第3条 研修の対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(研修の目的等)

第4条 研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的とする。

2 研修の項目、時間数及び科目については、別紙1「生活援助従事者研修カリキュラム」のとおりとする。

3 研修の科目ごとの時間数については、項目ごとの時間数に合わせて配分に偏りがないよう、事業者が適切に定めるものとする。

(研修における到達目標、評価の基準等)

第5条 研修における到達目標、評価の基準等は、別紙2「生活援助従事者研修における到達目標、評価の基準等」のとおりとする。

(研修の講師)

第6条 研修の講師は、別紙3「生活援助従事者研修講師の要件」に該当する者とする。

2 講師の採用に当たっては、面接や資格免許証等によりその適格性について十分に確認することとする。

第7条 削除

(研修の方法)

第8条 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習により行うことができる。

- 2 講義の一部は、通信の方法によって行うことができる。この場合において、事業者は、添削指導、面接指導等適切な措置を講じなければならない。
- 3 研修の時間数は、60.5時間とする。この場合において、通信の方法によって行うことができる講義の内訳は、別紙4「通信の方法で実施できる時間数」のとおりとする。

(科目の免除)

第9条 特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の実務経験を有する者又は次に掲げる研修を修了している者が研修を受講する場合には、事業者は、別紙5「生活援助従事者研修の一部を免除することができる科目及び時間数」に定めるところにより、研修の科目の一部を免除することができる。

- (1) 介護に関する入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。）
- (2) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成研修の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。）
- (3) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。）

(研修の教材)

第10条 研修の教材は、別紙2「生活援助従事者研修における到達目標、評価の基準等」に定める内容を網羅し、研修を適切に実施できるものを使用するものとする。

(研修の履修期間)

第11条 研修の履修期間は、原則として4か月以内とし、事業者は、受講者がすべてのカリキュラムを受講できるよう、研修の日程に十分配慮するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、事業者は、研修の履修期間を8か月以内とすることができる。

(補講)

第12条 受講者がやむを得ない理由により研修の一部を受講できなかった場合には、事業者は、同等の知識が得られるよう、補講を行うものとする。

(他の研修との一体的実施)

第13条 事業者が、介護職員初任者研修を実施する場合において、第4条第2項に規定す

る研修科目の全てについて、一体的に実施することができる。

(修了評価及び修了証明書の交付)

第14条 事業者は、研修修了者を認定するときは、修了評価を厳正に実施しなければならない。

- 2 修了評価は、全科目を履修した受講者に対して、0.5時間以上の筆記試験を行うものとする。
- 3 事業者は、前項の筆記試験に合格した者に対し、遅滞なく、修了証明書（様式第1号及び様式第2号）を交付しなければならない。

(関係書類の保存)

第15条 事業者は、次の各号に掲げる研修に係る書類を備え、研修が終了した日から起算して当該各号に定める期間、保存しなければならない。

- (1) 研修修了者の名簿 永年
 - (2) 受講者の名簿、出席状況及び成績に関する書類 3年
 - (3) 講師に関する書類 3年
 - (4) 実習修了証明書 3年
 - (5) 実習日誌 3年
- 2 前項の規定は、事業者が研修を休止し、又は廃止した場合について準用する。

(研修修了者とみなされる者)

第16条 次に掲げる者は、研修修了者とみなす。

- (1) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程並びに訪問介護に関する1級課程及び2級課程の修了者
- (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者
- (3) 実務者研修（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条に規定するものをいう。）の修了者
- (4) 介護職員初任者研修（施行規則第22条の23第1項に規定するものをいう。）の修了者

(留意事項)

第17条 事業者は、研修の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかなければならない。
- 3 事業者は、研修の実施により知り得た受講者等の個人情報等を、正当な理由がなく漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 事業者は、受講者等に対し、実習等で知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用することのないよう指導しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

生活援助従事者研修カリキュラム

項 目	時間数	科 目
1 職務の理解	2 時間	(1) 多様なサービスの理解
		(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	(1) 人権と尊厳を支える介護
		(2) 自立に向けた介護
3 介護の基本	4 時間	(1) 介護職の役割、専門性と多種職との連携
		(2) 介護職の職業倫理
		(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント
		(4) 介護職の安全
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 時間	(1) 介護保険制度
		(2) 医療との連携とリハビリテーション
		(3) 障がい福祉制度およびその他制度
5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	(1) 介護におけるコミュニケーション
		(2) 介護におけるチームのコミュニケーション
6 老化と認知症の理解	9 時間	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常
		(2) 高齢者と健康
		(3) 認知症を取り巻く状況
		(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
		(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
		(6) 家族への支援
7 障がいの理解	3 時間	(1) 障がいの基礎的理解
		(2) 障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識
		(3) 家族の心理、かかわり支援の理解

項 目	時間数	科 目	
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	基本知識の学習	(1) 介護の基本的な考え方
			(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解
			(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解
		生活支援技術の学習	(4) 生活と家事
			(5) 快適な居住環境整備と介護
			(6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(7) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(8) 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(9) 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護
		生活支援技術演習	(10) 介護過程の基礎的理解
9 振り返り	2 時間	(1) 振り返り	
		(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	
10 人権学習	1.5時間	高齢者問題をはじめとする人権問題	

注1 講義と演習を一体的に実施すること。

2 別紙2「生活援助従事者研修における到達目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

3 研修の科目ごとの時間数については、配分に偏りがないようにすること。

4 「8 こころとからだのしくみと生活支援技術」については、「ア 基本知識の学習」、「イ 生活支援技術の学習」、「ウ 生活支援技術演習」の順に行うこととし、介護に必要な基礎的知識及び生活支援技術の習得状況に関する確認を含む。

5 「8 こころとからだのしくみと生活支援技術」において移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。このほか、効果的な研修を行うために必要であると考えられる場合には、「イ 生活支援技術の学習」において移動・移乗に関連した実習を含め最大6時間行うことができる。

(1) 実習は、移動・移乗関連実習のみの実施のほか、移動・移乗関連実習を含めた次のいずれかの実習を行うことができる。

ア ホームヘルプ同行訪問（移動・移乗関連実習含む。） 6時間以内

イ 在宅サービス提供現場見学（移動・移乗関連実習含む。） 6時間以内

(2) 実習を追加カリキュラムとして行う場合は、(1)に定める時間数を超えて実施することができる。

(3) 実習の開始までに「実習オリエンテーション」を1時間以上実施し、実習の意義、目的等について指導すること。

(4) 実習修了後、実習受け入れ施設等から実習終了証明書（様式第3号）の提出を受けるとともに、受講者に各実習科目について実習日誌（様式第4号）を提出させることにより、実習が適切かつ効果的に行われたことを確認すること。

6 「1 職務の理解」及び「10 振り返り」については、施設の見学等の実習を活用することも可能であること。

7 全科目の修了後に筆記試験による修了評価（0.5時間以上）を実施すること。

生活援助従事者研修における到達目標、評価の基準等

第1 生活援助従事者研修を通じた到達目標

- ① 基本的な生活援助中新型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方に共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことできる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

第2 各科目の「到達目標・評価の基準」

① 「ねらい（到達目標）」

「ねらい（到達目標）」とは、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

生活援助従事者研修修了後時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

② 「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

生活援助従事者研修事業者は受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの

知識として知っているレベル

【表記】

- ・「理解している」（概要を知っているレベル）
- ・「列挙できる」（知っているレベル）
- ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）
- ・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）

筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル

【表記】

- ・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各科目の「内容例」

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、各科目の内容について例示したものである。

1 職務の理解（2時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	研修に先立ち、これからの介護を目指すべき、その人の生活を支える生活援助中新型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形でどのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-----	--

(2) 内容例

指導の視点	- 研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（9科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。 - 視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、できる限り具体的に理解させる。
内容	1 多様なサービスの理解
	● 介護保険サービス（居宅）、● 介護保険外サービス
	2 介護職の仕事内容や働く現場の理解
	● 居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ● 居宅の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ● 生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む）

2 介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するに当たっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。
修了時の評価ポイント	- 介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 - 虐待の定義、身体拘束、及びサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを理解できる。

(2) 内容例

指導の視点	- 具体的な事例を複数示し、利用者及びその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 - 具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 - 利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 - 虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。
-------	--

内 容	1 人権と尊厳を支える介護
	ア 人権と尊厳を支える介護 ● 個人としての尊重、● アドボカシー、● エンパワメントの視点、● 「役割」の実感、● 尊厳のある暮らし、● 利用者のプライバシーの保護 イ ICF ● 介護分野におけるICF ウ QOL ● QOLの考え方、● 生活の質 エ ノーマライゼーション ● ノーマライゼーションの考え方 オ 虐待防止・身体拘束禁止 ● 身体拘束禁止、● 高齢者虐待防止法、● 高齢者の養護者支援 カ 個人の権利を守る制度の概要 ● 個人情報保護法、● 成年後見制度、● 日常生活自立支援事業
	2 自立に向けた介護
	ア 自立支援 ● 自立・自律支援、● 残存能力の活用、● 動機と欲求、● 意欲を高める支援、● 個別性／個別ケア、● 重度化防止 イ 介護予防 ● 介護予防の考え方

3 介護の基本（4時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	- 介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 - 介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉えることができる。
修了時の評価ポイント	- 介護を目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。 - 介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。 - 介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。 - 生活支援の場では典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。 - 介護職に起こりやすい健康障害や受けやすいストレス、また、それらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。

(2) 内容例

指導の視点	- 可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 - 介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるよう促す。
-------	--

内 容	1 介護職の役割、専門性と多種職との連携
	ア 介護環境の特徴の理解 ● 地域包括ケアの方向性 イ 介護の専門性 ● 重度化防止・遅延化の視点、● 利用者主体の支援姿勢、● 自立した生活を支えるための援助、● 根拠のある介護、● チームケアの重要性、● 事業所内のチーム ウ 介護に関わる職種 ● 異なる専門性を持つ多種職の理解、● 介護支援専門員、● サービス提供責任者
	2 介護職の職業倫理
	ア 職業倫理 ● 専門職の倫理の意義、● 介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、● 介護職としての社会的責任、● プライバシーの保護・尊重
	3 介護における安全の確保とリスクマネジメント
	ア 介護における安全の確保 ● 事故に結びつく要因を探り対応していく技術、● リスクとハザード、● 身体介助の技術を持たない人が介助するリスク イ 事故予防、安全対策 ● リスクマネジメント、● 分析の手法と視点、● 事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、● 情報の共有 ウ 感染対策 ● 感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、● 「感染」に対する正しい知識
	4 介護職の安全
	ア 介護職の心身の健康管理 ● 介護職の健康管理の介護の質への影響、● ストレスマネジメント、● 手洗い・うがいの励行、● 手洗いの基本、● 感染症対策

4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	介護保険制度や障がい福祉制度を担う一員として知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要のポイントを列挙できる。
修了時の評価ポイント	- 生活全体の支援の中で介護保険制度の位置づけを理解している。 - 介護保険制度や障がい福祉制度の理念と保険料負担、本人負担について理解している。 例：利用者負担割合等 - ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて理解している。 - 高齢障がい者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障がい福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について理解している。

(2) 内容例

指導の視点	・ 介護保険制度・障がい福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を促す。 ・ 利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障がい福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。
内容	1 介護保険制度
	ア 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ● ケアマネジメント、● 予防重視型システムへの転換、● 地域包括支援センターの設置、● 地域包括ケアシステムの推進 イ 仕組みの基礎的理解 ● 保険制度としての基本的仕組み、● 介護給付と種類、● 予防給付、● 要介護認定の手順 ウ 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ● 財政負担、● 指定介護サービス事業者の指定
	2 医療との連携とリハビリテーション
	● 訪問看護
	3 障がい福祉制度及びその他制度
	ア 障がい福祉制度の理念 ● 障がいの概念、● ICF（国際生活機能分類） イ 障がい福祉制度の仕組みの基礎的理解 ● 介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで ウ 個人の権利を守る制度の概要 ● 個人情報保護法、● 成年後見制度、● 日常生活自立支援事業

5 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	高齢者や障がいのある人のコミュニケーション能力は一人ひとり異なること、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきではない）行動例を理解している。
修了時の評価ポイント	・ 共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ・ 家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職として持つべき視点を列挙できる。 ・ 言語、視覚、聴覚障がい者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・ 記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。

(2) 内容例

指導の視点	- 利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 - チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。
内容	1 介護におけるコミュニケーション
	ア 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ● 相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、● 傾聴、● 共感の応答 イ コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション ● 言語的コミュニケーションの特徴、● 非言語コミュニケーションの特徴 ウ 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 ● 利用者の思いを把握する、● 意欲低下の要因を考える、● 利用者の感情に共感する、● 家族の心理的理解、● 家族へのいたわりと励まし、● 信頼関係の形成、● 自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、● アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い エ 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 ● 視力、聴力の障がいに応じたコミュニケーション技術、● 失語症に応じたコミュニケーション技術、● 構音障がいに応じたコミュニケーション技術、● 認知症に応じたコミュニケーション技術
	2 介護におけるチームのコミュニケーション
	ア 記録における情報の共有化 ● 介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、● 介護に関する記録の種類、● 個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、● ヒヤリハット報告書、● 5W1H イ 報告 ● 報告の留意点、● 連絡の留意点、● 相談の留意点 ウ コミュニケーションを促す環境 ● 会議、● 情報共有の場、● 役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、● ケアカンファレンスの重要性

6 老化と認知症の理解（9時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	- 加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 - 介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。
修了時の評価ポイント	- 加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 - 高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等

修了時の評価ポイント	・ 認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ・ 健康な高齢者の「物忘れ」と認知症による記憶障がいの違いについて列挙できる。 ・ 認知症の中核症状と行動・心理症状（B P S D）等の基本的特性及びそれに影響する要因を列挙できる。 ・ 認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。 ・ 認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。 ・ 認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。 ・ 家族の気持ちや家族が受けやすいストレスについて理解している。
------------	---

(2) 内容例

指導の視点	・ 高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 ・ 認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 ・ 複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。
内容	1 老化に伴うこころとからだの変化と日常
	ア 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 ● 防衛反応（反射）の変化、● 喪失体験 イ 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 ● 身体的機能の変化と日常生活への影響、● 咀嚼機能の低下、● 筋・骨・関節の変化、● 体温維持機能の変化、● 精神的機能の変化と日常生活への影響
	2 高齢者と健康
	ア 高齢者の疾病と生活上の留意点 ● 骨折、● 筋力の低下と動き・姿勢の変化、● 関節痛 イ 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 ● 循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、● 循環器障害の危険因子と対策、● 老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、● 誤嚥性肺炎、● 症状の小さな変化に気付く視点、● 高齢者は感染症にかかりやすい
	3 認知症を取り巻く状況
	ア 認知症ケアの理念 ● パーソンセンタードケア、● 認知症ケアの視点（できることに着目する）
	4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
	ア 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ● 認知症の定義、● もの忘れとの違い、● せん妄の症状、● 健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、● 治療、● 薬物療法、● 認知症に使用される薬

内 容	5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
	ア 認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴 ● 認知症の中核症状、● 認知症の行動・心理症状（B P S D）、● 不適切なケア、 ● 生活環境で改善 イ 認知症の利用者への対応 ● 本人の気持ちを推察する、● プライドを傷つけない、● 相手の世界に合わせる、 ● 失敗しないような状況をつくる、● すべての援助行為がコミュニケーションである と考えること、● 身体を通したコミュニケーション、● 相手の様子・表情・視線・ 姿勢などから気持ちを洞察する、● 認知症の進行に合わせたケア
	6 家族への支援
	● 認知症の受容過程での援助、● 介護負担の軽減（レスパイトケア）

7 障がいの理解（3時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	障がいの概念と I C F、障がい福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。
評価 ポイント	・ 障がいの概念と I C F について概説でき、各障がいの内容・特徴及び障がいに応じた社会 支援の考え方について列挙できる。 ・ 障がいの受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	・ 介護において障がいの概念と I C F を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・ 高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障がいの特性と介護上の留意点に 対する理解を促す。
内 容	1 障がいの基礎的理解
	ア 障がいの概念と I C F ● I C F の分類と医学的分類、● I C F の考え方 イ 障がい福祉の基本理念 ● ノーマライゼーションの概念
	2 障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識
	ア 身体障がい ● 視覚障がい、● 聴覚、平衡障がい、● 音声・言語・咀嚼障がい、● 肢体不自由、 ● 内部障がい イ 知的障がい ● 知的障がい ウ 精神障がい（高次脳機能障害・発達障害を含む） ● 統合失調症・気分（感情）障害・依存症などの精神疾患、● 高次脳機能障害、 ● 広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 エ その他の心身の機能障がい

	3 家族の心理、かかり支援の理解
	ア 家族の支援 ● 障がいの理解・障がいの受容支援、● 介護負担の軽減

8 こころとからだのしくみと生活支援技術（24時間）

【展開例】

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。
概ね次のような展開が考えられる。

基本知識の学習

- 「1 介護の基本的な考え方」
- 「2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
- 「3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

生活支援技術の学習

- 「4 生活と家事」
- 「5 快適な居住環境整備と介護」
- 「6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「8 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「9 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護」

生活支援技術演習

- 「10 介護過程の基礎的理解」

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	- 介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 - 尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。
-----	--

修了時の評価ポイント	・ 主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 ・ 利用者の身体の状態に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 ・ 人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかの概要を理解している。 ・ 家事援助の機能の概要について列挙できる。 ・ 移動・移乗の意味と関連する用具・機器、及び移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 ・ 食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・ 入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解している。 ・ 睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解している。 ・ ターミナルケアの考え方について列挙できる。
------------	---

(2) 内容

指導の視点	・ 生活援助を中心とする介護実践に必要なところとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるように促す。 ・ サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供し、かつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 ・ 「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。
内容	< I 基本的知識の学習 >
	1 介護の基本的な考え方
	● 理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、● 法的根拠に基づく介護
	2 介護に関するところのしくみの基礎的理解
	● 感情と意欲の基礎知識、● 自己概念と生きがい、● 老化や障がいを受け入れる適応行動とその阻害要因
	3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解
	● 人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、● 骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、● 中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、● 自立神経と内部器官に関する基礎知識、● ところとからだを一体的に捉える、● 利用者の様子の普段との違いに気づく視点
	< II 生活支援技術の学習 >
	4 生活と家事
	ア 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ● 生活歴、● 自立支援、● 予防的な対応、● 主体性・能動性を引き出す、 ● 多様な生活習慣、● 価値観

内 容	5 快適な居住環境整備と介護
	ア 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がいのある人特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ● 家庭内に多い事故
	6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
	ア 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援 ● 利用者の自然な動きの活用、● 残存能力の活用・自立支援、● 重心・重力の働きの理解、● ボディメカニクスの基本原理、● 歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）
	7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
	ア 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ● 食事をする意味、● 食事のケアに対する介護者の意識、● 低栄養の弊害、● 脱水の弊害、● 食事の姿勢、● 咀嚼・嚥下のメカニズム、● 空腹感、● 満腹感、● 好み、● 食事の環境整備（時間・場所等）、● 食事に関わる福祉用具の定義、● 口腔ケアの定義、● 誤嚥性肺炎の予防
	8 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
	ア 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ● 安眠のための介護の工夫、● 環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、● 安楽な姿勢・褥瘡予防
	9 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護
	ア 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ● 終末期ケアとは、● 高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、● 臨終が近づいたときの兆候
	<Ⅲ 生活支援技術演習>
	10 介護過程の基礎的理解
	● 介護過程の目的・意義・展開、● 介護過程とチームアプローチ

9 振り返り（2時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。
-----	--

(2) 内容例

指導の視点	「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。 - 研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを、演習等で受講者自身に表出・言語化させたいと、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 - 修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 - 最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 - 介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）。
内容	1 振り返り
	● 研修を通して学んだこと、● 今後継続して学ぶべきこと、● 根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）
	2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修
	● 継続的に学ぶべきこと、● 研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（O f f – J T、O J T）を紹介

10 人権学習（1.5 時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	介護職員としての人権意識を持った行動がとれる。
-----	-------------------------

(2) 内容例

指導の視点	介護職員として介護業務に従事しようとする者に対し、高齢者問題をはじめとする人権問題に対する正しい認識を深める。
内容	高齢者問題をはじめとする人権問題（同和問題、障がいのある人、在日外国人、H I V 感染症患者等）に関する知識を、事例をもとに理解できるよう促す。

生活援助従事者研修講師の要件

項 目 名	科 目 名	講 師 基 準
1 職務の理解 (2時間)	(1) 多様なサービスの理解	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 学校教育法に規定する高等学校（以下「高校」という。）、大学院、大学、短期大学（以下「大学等」という。）、専修学校、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に規定する介護福祉士養成施設及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則に規定する介護福祉士養成学校（以下「養成施設等」という。）において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)	(1) 人権と尊厳を支える介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 自立に向けた介護	
3 介護の基本 (4時間)	(1) 介護職の役割、専門性と多種職との連携	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 介護職の職業倫理	
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	
	(4) 介護職の安全	

項 目 名	科 目 名	講 師 基 準
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)	(1) 介護保険制度	① 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ 行政機関の当該制度に精通した現職の職員 ⑤ その他①から④までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(3) 障がい福祉制度及びその他制度	
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 訪問診療を行っている医師 ④ 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1) 介護におけるコミュニケーション	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 社会福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	④ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者

項 目 名	科 目 名	講 師 基 準
6 老化と認知症の理解 (9時間)	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	(1)～(6) 共通 ① 医師 ② 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 保健師又は看護師若しくは准看護師の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④までに定めるものに準ずる資格を有すると認められる者 (3)～(6)については、以下の基準を満たす者も講師となることができる。 ⑥ 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス若しくは施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ⑦ 精神保健福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ⑧ その他⑥又は⑦に定めるものに準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 高齢者と健康	
	(3) 認知症を取り巻く状況	
	(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
	(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	
	(6) 家族への支援	
7 障がいの理解 (3時間)	(1) 障がいの基礎的理解	① 医師 ② 介護福祉士の資格を有し、障がい福祉に関する当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 看護師又は准看護師の資格を有し、障がい福祉に関する当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	

項 目 名	科 目 名		講 師 基 準
8 こころとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)	ア 基本知識の学習	(1) 介護の基本的な考え方	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者
		(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
		(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
	イ 生活支援技術の学習	(4) 生活と家事	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ③ その他①から②に準ずる資格を有すると認められる者
		(5) 快適な居住環境整備と介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 理学療法士又は作業療法士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ③ 福祉用具相談専門員の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ④ 福祉住環境コーディネーターの資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ その他①から⑤に準ずる資格を有すると認められる者
		(6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 理学療法士の資格を有し、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者

項 目 名	科 目 名		講 師 基 準
8 こころとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)	イ 生活支援技術の学習	(7) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 栄養士又は管理栄養士の資格を有し、当該資格に係る業務又は居宅サービス若しくは施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者
		(8) 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者
		(9) 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 介護支援専門員の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ④ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、該当科目に相当する科目を教授している教員 ⑤ その他①から④に準ずる資格を有すると認められる者
	ウ 生活支援技術演習	(10) 介護過程の基礎的理解	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者

項 目 名	科 目 名	講 師 基 準
9 振り返り (2 時間)	(1) 振り返り	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、居宅サービス又は施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該科目に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	
10 人権学習 (1.5 時間)	(1) 高齢者問題をはじめとする人権問題	① 県人権・同和対策局講師団講師 ② 市町村における人権関係講師経験者 ③ 行政機関・教育委員会における人権関係業務経験者 ④ 学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校において、教育職員免許法に定める普通免許状所持者 ⑤ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、該当科目に相当する科目を教授している教員 ⑥ 人権啓発を行う団体関係者 ⑦ 民生委員、児童委員 ⑧ 人権擁護委員 ⑨ 弁護士、司法書士
修了評価 (0.5 時間)	全科目を履修後に筆記試験を実施	① 介護福祉士の資格を有し、当該資格に係る業務又は介護業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ② 看護師又は准看護師の資格を有し、当該資格に係る業務又は居宅サービス若しくは施設サービスの業務に従事した期間が通算して3年以上有る者 ③ 高校、大学等、専修学校、養成施設等において、当該研修課程に相当する科目を教授している教員 ④ その他①から③に準ずる資格を有すると認められる者

通信の方法で実施できる時間数

項 目	通信の方法 で実施でき る上限時間	養成研修の 総時間
1. 職務の理解	0 時間	2 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	6 時間
3. 介護の基本	2. 5 時間	4 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	2 時間	3 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6. 老化と認知症の理解	5 時間	9 時間
7. 障がいの理解	1 時間	3 時間
8. こころとからだのしくみと生活支援	12. 5 時間	24 時間
9. 振り返り	0 時間	2 時間
10. 人権学習	0 時間	1. 5 時間
合計	29 時間	60. 5 時間

生活援助従事者研修免除科目及び時間

1 対象者及び免除科目

(1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の実務経験を有する者

免除対象となる科目は「表1」の科目及び「こころとからだのしくみと生活支援技術」において実施される「表2」の実習とする。

なお、1年以上の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める介護の業務に従事した期間が、開講日までに通算365日以上であり、かつ、実際に就労した日数を通算して計算するものとし、当該通算日数が180日以上である者をいう。

(2) 介護に関する入門的研修修了者、認知症介護基礎研修修了者、訪問介護に関する三級課程修了者

免除対象となる科目は「表3」のとおりとし、全部免除、一部免除又は内容を軽くして実施することができる各研修の内容の対照関係（科目の読み替え）については、平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係）」別添7のとおりとする。

○…全部免除、△…一部免除若しくは内容を軽くして実施

「表1」

科目		時間	実務経験者
1	職務の理解	2時間	0時間
	(1) 多様なサービスの理解		○
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		○
8	こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	
	生活支援技術の学習		
	移動・移乗関連実習		○
	ホームヘルプサービス同行訪問 (県が別に定める実習の施設等のうちホームヘルプサービス同行訪問の実習先として認められる施設等に従事している者)		○
	在宅サービス提供現場見学 (県が別に定める実習の施設等のうち在宅サービス提供現場見学の实習先として認められる施設等に従事している者)		○

「表2」

実習	時間	実務経験者
ア 移動・移乗関連実習	2時間	0時間
イ ホームヘルプサービス同行訪問（移動・移乗関連実習含む。）	最大6時間	0時間
ウ 在宅サービス提供現場見学（移動・移乗関連実習含む。）	最大6時間	0時間

「表 3」

科目		時間	入門的研修 修了者	認知症介護 基礎研修修了者	訪問介護三級 課程修了者
1	職務の理解	2 時間	2 時間	2 時間	0 時間
	(1) 多様なサービスの理解				○
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解				○
2	介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	6 時間	6 時間	3 時間
	(1) 人権と尊厳を支える介護				△
	(2) 自立に向けた支援				△
3	介護の基本	4 時間	0 時間	4 時間	4 時間
	(1) 介護の役割、専門性と多職種との連携		○		
	(2) 介護職の職業倫理		○		
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		○		
	(4) 介護職の安全		○		
4	介護・福祉サービスの理解と医療の連携	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間
	(1) 介護保険制度				
	(2) 医療との連携とリハビリテーション				
	(3) 障がい福祉制度及びその他制度				
5	介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	6 時間	6 時間	6 時間
	(1) 介護におけるコミュニケーション				
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション				
6	老化と認知症の理解（老化の理解）	6 時間	0 時間	6 時間	6 時間
	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常		○		
	(2) 高齢者と健康		○		
6	老化と認知症の理解（認知症の理解）	3 時間	0 時間	0 時間	3 時間
	(3) 認知症を取り巻く状況		○	○	
	(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		○	○	
	(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活		○	○	
	(6) 家族への支援		○	○	
7	障がいの理解	3 時間	0 時間	3 時間	3 時間
	(1) 障がいの基礎的理解		○		
	(2) 障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、 かかわり支援等の基礎的知識		○		
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解		○		
8	こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	24時間	24時間	17時間
	基本知識の学習				
	(1) 介護の基本的な考え方				
	(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解				
	(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解				

	生活支援技術の学習				
	(4) 生活と家事				○
	(5) 快適な居住環境整備と介護				
	(6) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				
	(7) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				
	(8) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				
	(9) 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護				
	生活支援技術演習				
	(10) 介護過程の基礎的理解				○
	9 振り返り	2 時間	2 時間	2 時間	2 時間
	(1) 振り返り				
	(2) 就業への備えと研修終了後における継続的な研修				
	10 人権学習	1.5 時間	0 時間	1.5 時間	1.5 時間
	高齢者問題をはじめとする人権問題		○		
	合計	60.5 時間	43 時間	57.5 時間	48.5 時間

第 (事業者番号) — (修了者管理番号) 号

修 了 証 明 書

氏 名
生年月日 年 月 日生

介護保険法施行令 (平成 1 0 年政令第 4 1 2 号) 第 3 条第 1 項第 1 号ロに掲げる研修の生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。

年 月 日

研修事業者名
代表者職・氏名

印

第（事業者番号）―（修了者管理番号）号

修 了 証 明 書（携帯用）

氏 名
生年月日 年 月 日生

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 条第 1 項
第 1 号ロに掲げる研修の生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。

年 月 日

研修事業者名
代表者職・氏名 印

実 習 修 了 証 明 書

年 月 日

(研修事業者名・代表者名) 殿

所在地

法人（運営主体）名

印

代表者名

貴法人が実施する生活援助従事者研修の受講者が、下記のとおり当法人の施設等で実習を修了したことを証明します。

[illegible]

実 習 日 誌

受講者氏名：_____

実習年月日	年 月 日 ()	実習時間	時 分 ~ 時 分
実習名	移動・移乗実習 ・ ホームヘルプサービス同行訪問 ・ 在宅サービス提供現場見学		
実習施設名			
実習の目的 経験目標			
実 習 内 容	※実習記録(開始から終了までの時間帯ごとの実習内容を具体的に記録すること)		
	時 間	実 習 内 容 等	
<u>1日の反省・感想等</u>			
<u>実習指導者より</u>			
指導者氏名 _____ 印 _____			